

平成26年度公益財団法人須賀川市農業公社事業計画書

1 事業計画の基本方針

本年度は特例民法法人から公益財団法人へ移行した初年度であり、公益財団法人としての理念に基づく次に掲げる事業の推進を図ることとする。

- (1) 須賀川市の食料、農業、農村に関する計画に基づく農業の担い手及び生産組織の育成に関する事業
- (2) 生産性の高い農業生産基盤等の整備に関する事業
- (3) 農業の持続的発展を支える環境整備に関する事業

2 事業実施計画の具体的取組内容

(1) 農地の集積に関する事業

ア 分散した農地の集約化を図って効率的な食料生産基盤へと整備するため、規模拡大による経営の効率化を目指す地域の担い手農家等へ農地を集積する。

イ 現在、農地利用集積円滑化事業により賃貸借契約中の農地の賃貸借料や手数料の管理を行う。

(2) 耕作放棄地の再生・利用に関する事業

ア 耕作放棄地の再生により、食料生産基盤である農地としての機能を回復するため、委託事業である緊急雇用創出基金事業を活用し、資源循環型地域づくりとして須賀川市が推進している菜の花プロジェクトによるナタネ栽培を行う。

イ 耕作放棄地を再生し、担い手へ引き渡すことが本来の目的であるため、担い手がそのまま営農展開できるよう、なるべく公社が農地として利用しつつ引き渡すべく、にんにく、たまねぎなどの栽培を行う。

ウ 利用した農地の収穫物は地産地消推進のため直売所等で販売する。

エ 新規就農者を確保するためや一般消費者に農業の魅力に触れてもらう機会を提供するため、耕作放棄地を活用した市民のための栽培講習会を開催する。

(3) 農作業の受託（転作農作業受託と農地管理作業受託）に関する事業

ア 国の転作推進制度である経営所得安定対策によって転作を行う農家のため、大豆、そば、ナタネ栽培等の作業を受託する。

イ 経営所得安定対策においては、収穫した転作物は売買されることにより交付金の要件が満たされるため、公社が積極的に買い入れを行い、一層の転作促進に寄与する。

ウ 買い取った大豆などの農産物は味噌や豆菓子などに加工し、積極的に販売活動を行い、地元産品の振興に努める。

エ 農地の荒廃を未然防止するため、多忙な兼業農家や高齢などにより農地を所有しているが管理が行き届かない農家などから、草刈りや耕起などの農地の管理作業を受託する。

(4) 農業機械の貸出に関する事業

ア 農家が個々に所有するには大変非効率な汎用コンバインなどの農業機械を公社が廉価で貸し出し、担い手農家の経営支援につなげる。

イ 樹木粉碎機は資源循環型の環境整備に寄与するため、広く一般家庭にも周知を図り、積極的な利用を促進する。